



鏡支所だより

—第170号—

発行日 令和3年6月1日

発行 八代市鏡支所

編集 鏡支所地域振興課

TEL 52-2131



鏡支所管内の人の動き(4月末現在)

		()は前月比
【世帯数】	6,032	世帯 (▲5)
【人口数】	14,282	人 (▲28)
【人口数】	6,665	人 (▲10)
【人口数】	7,617	人 (▲18)

現在の防災無線(家庭の受信機)は今年度中に使えなくなります

今のうちに新しい防災システムへの登録をお願いします。

様々な防災情報収集の手段について ~いざという時の災害に備え、ぜひ登録、利用ください~。

【NEW!】新防災システム (アプリ・メール)

①防災アプリ「@infoCanal(アットインフォカナル)」

スマホアプリ「@infoCanal (アットインフォカナル)」では、防災情報などをアプリで確認することができます。地域別で配信しますので、必要な地域の情報だけを受け取ることができます。

▼登録はこちらから



Apple Store用



Google Play用



③テレビテタポン

RKK (3チャンネル) のデータ放送で情報を配信します。

- ①テレビのリモコンのdボタンを押す
- ②右矢印ボタンを押して、メニューを選ぶ
- ③メニューの中からテタポン (自治体情報) を選ぶ
- ④八代市を選ぶ
- ⑤防災情報、避難所情報を選ぶ



スマートフォンでも確認できます。

④個別受信機 (新防災アプリ対応版)

音声やサイレンで情報を伝達します。(携帯電話や固定電話がない人に無料で貸し出します。危機管理課、各支所、各コミュニティセンターに申請用紙を設置しています)。

※現在の受信機は使用できません

⑤一斉架電 (電話・FAX)

事前登録した人の固定電話や携帯電話、FAXに情報を発信します。(危機管理課、各支所、各コミュニティセンターに申請用紙を設置しています)

⑦市ホームページ、SNS

市ホームページ、八代市公式Twitter、LINEで情報を発信します。



公式LINE



公式Twitter



市ホームページ

②登録制メール(地域別の情報発信)」

登録されたメールアドレスにメールを配信します。地域登録を行うと、必要な地域の情報だけを受け取ることができるようになります。

▼登録はこちらから



※左のQRコードを読み取るか、bousai.yatsushiro-city@raidens2.ktaiwoek.jpを直接入力して、空メールを送信してください。



「alert@ns2.yatsushiro.org」からメールを受信できるように設定してください。

⑥八代市防災マップWEB版 [水害・土砂災害・津波・地震]



http://www.city.yatsushiro.lg.jp/bousai/hazardmap/flow_01.html

※スマートフォンタブレット端末はこちらのQRコードからアクセスが可能です。

金婚夫婦を表彰します

●対象

○昭和46年1月1日～昭和46年12月31日までに結婚又は入籍されたご夫婦

○昭和45年以前に結婚又は入籍をされたご夫婦で、これまでに金婚夫婦表彰を受けたことがないご夫婦

●申込期間

6月1日(火)～6月30日(水)

●申込場所

長寿支援課地域支援係(仮設庁舎西棟1階)、各支所内健康福祉地域事務所、各校区コミュニティセンターの窓口

●申込方法

申込場所に設置してある申込用紙に記入し提出してください。

●式典開催日

令和3年9月下旬予定

問合せ 長寿支援課地域支援係 ☎33-4436



雨の日の運転・歩行に気をつけて

これから雨の多い季節になります。雨の日に運転・歩行をする際は、以下の点に注意して交通事故を起こさないよう、遭わないようにしましょう。

1. 雨の日は、昼間でも必ずライトを点灯し、スピードを落して運転する。

特に横断歩道付近では歩行者に注意する。

2. 自転車の傘さし運転は法律で禁止されており、危険なので絶対にしない。

3. 歩行中に傘や雨ガッパを使用する際は視界が狭くなるので、周囲の安全確認を怠らない。

問合せ

八代市役所 市民活動政策課 ☎33-4482

八代警察署 交通第一課 ☎33-0110



相談所 開設中止

令和3年6月1日(火)に予定しておりました人権相談所及び6月16日(水)の行政相談所開設については、新型コロナウイルス感染症防止のため、中止とさせていただきます。

誠に申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、行政相談については「熊本行政評価事務所」(☎096-324-1662)でも対応しますので、ご相談ください。

問合せ 人権相談所について
鏡支所地域振興課 ☎52-2131

行政相談所について
市民環境課 ☎52-1116

【野焼きは法律で禁止されています!】

家庭ごみの焼却、いわゆる「野焼き」は、法律により禁止されています。

また、焼却炉を使用する場合でも、法律で定められた構造基準(助熱装置、温度測定装置など)を満たしたものの以外(簡易焼却炉、ドラム缶など)は使用できません。

ごみを燃やしたときに発生する煙には、有害なダイオキシン類が含まれている恐れがあり、健康や環境に悪影響を及ぼしかねません。また、火災に繋がる恐れもあります。

より良い生活環境を作るため、「野焼き」はやめましょう。

【焼却が例外的に認められる場合】

○バーベキュー、キャンプファイヤー(場所によっては禁止の場合もある)

○災害の予防・応急対策・復旧のために必要な場合

○風俗慣習上又は宗教上の行事(どんど焼き、お焚き上げ等)

○薪ストーブ、たき火(日常生活上、暖をとるため)

※建築廃材やごみを焼却して暖をとることはできません。

○農林漁業を営むうえでの焼却(もみ殻、稲わら、い草殻)

※自分の田畑・山林でも、家庭ごみ・肥料袋やプラ製の物・廃材などは焼却できません。

焼却禁止の例外であっても、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であることが前提となりますので、周りの迷惑とならないよう「場所」や「風向き」、「時間帯」、「焼却規模」などに注意する必要があります。

問合せ 市民環境課 ☎52-1116



人(ひと)は等(ひと)しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～